

# 別紙 1

## 鹿児島県社会福祉協議会すこやか基金助成金交付要領

### (趣旨)

第 1 条 この要領は、民間社会福祉事業の推進を図るため、鹿児島県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が設置している鹿児島県社会福祉協議会すこやか基金（以下「すこやか基金」という。）の助成金交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (助成対象事業者)

第 2 条 この助成の交付対象となるものは、社会福祉法人及び民間の社会福祉関係団体とする。

### (助成対象経費及び助成額)

第 3 条 助成金の対象となる経費は、助成対象事業者が行う社会福祉事業、社会福祉施設活動並びに文化・体育関係行事及びボランティア活動等に必要経費とし、助成金の額は県社協会長が毎年度予算の範囲内で定める。

### (助成金の交付申請)

第 4 条 助成金の交付申請をしようとするものは、すこやか基金助成金交付申請書（別記第 1 号様式）を県社協会長に提出するものとする。

### (助成金の交付決定)

第 5 条 県社協会長は、助成金の交付申請があったときは申請内容を審査し、助成金を交付することが適当であると認めるときは、助成金の交付を決定し、助成金交付決定通知書（別記第 2 号様式）により交付申請者に通知するものとする。

### (助成金の交付の条件)

第 6 条 県社協会長は、助成金の交付を決定する場合において、助成金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付するものとする。

### (実績報告)

第 7 条 助成金交付決定を受けたもの（以下「助成事業者」という。）は、事業が完了したときは、速やかに助成事業実績報告書（別記第 3 号様式）を県社協会長に提出しなければならない。

### (助成金の額の確定)

第 8 条 県社協会長は、助成事業実績報告書を受けた場合はその内容を審査し、助成事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金交付確定通知書（別記第 4 号様式）により助成事業者に通知するものとする。

### (助成金の交付)

第 9 条 助成金交付確定通知書を受けた助成事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付請求書（別記第 5 号様式）を県社協会長に提出しなければならない。

(助成金の概算払)

第10条 県社協会長は、助成金の交付の目的を達成するため必要であり、かつ、県社協の財政上支障がないと認めたときは、交付決定の額の範囲内で助成金の概算払をすることができる。

(助成金の概算払交付)

第11条 助成事業者が助成金の概算払を受けようとするときは、助成金概算払申請書（別記第6号様式）に助成金交付決定通知書の写しを添えて、県社協会長に提出しなければならない。

(助成金の変更申請)

第12条 助成金交付決定通知書を受けたあと、申請内容を変更しようとする場合は、助成金交付変更申請書（別記第7号様式）を県社協会長に提出するものとする。

2 県社協会長は前項の変更申請があったときは、内容を審査し、変更の必要を認めた場合は、助成金交付変更承認通知書（別記第8号様式）により通知するものとする。

(助成金の交付決定の取り消し)

第13条 県社協会長は、助成事業者が助成金を他の用途に使用し、助成金の交付の内容又はこれに付した条件及び県社協会長の指示に違反したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

(助成金の返還)

第14条 県社協会長は、助成金の交付決定を取り消した場合は、その取り消しに係る部分について助成金が交付されているときは、期限を決めてその返還を命ずることができる。

(書類の保管)

第15条 助成事業者は、助成事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿及び収入支出に係る証拠書類を整備し、事業完了後3年間保管しておかななければならない。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、県社協会長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。